

令和 7 年度決算に基づく  
長岡市の健全化判断比率及び  
資金不足比率の審査意見書

長岡市監査委員



長監第 106 号

令和 8 年 8 月 27 日

長岡市長 磯 田 達 伸 様

長岡市監査委員 野 口 和 弘

同 野 本 直 樹

同 橋 本 奈 奈

同 丸 山 広 司

令和 7 年度決算に基づく長岡市の健全化判断比率及び  
資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により審査に付された、令和 7 年度決算に基づく長岡市の健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を、長岡市監査基準に準拠して審査しましたので、その結果について次のとおり意見を提出します。



# 令和7年度決算に基づく長岡市の健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

## 第1 審査の対象

令和7年度決算に基づく長岡市の健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

健全化判断比率及び資金不足比率の対象となる会計等は、次のとおりである。

### 健全化判断比率等の対象会計等

|                      |        |                                                                  |        |          |         |        |        |
|----------------------|--------|------------------------------------------------------------------|--------|----------|---------|--------|--------|
| 一般会計等                |        | 一般会計                                                             | 実質赤字比率 | 連結実質赤字比率 | 実質公債費比率 | 将来負担比率 | 資金不足比率 |
| 公営事業会計               | 特別会計   | 国民健康保険事業特別会計<br>国民健康保険寺泊診療所事業特別会計<br>後期高齢者医療事業特別会計<br>介護保険事業特別会計 |        |          |         |        |        |
|                      | 公営企業会計 | 【地方公営企業法適用】<br>下水道事業会計<br>水道事業会計<br>簡易水道事業会計                     |        |          |         |        |        |
| 一部事務組合<br>・<br>広域連合  |        | ・三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合<br>・新潟県中越福祉事務組合<br>・魚沼地区障害福祉組合          |        |          |         |        |        |
| 地方公社<br>・<br>第三セクター等 |        | ・新潟県信用保証協会                                                       |        |          |         |        |        |

※「一部事務組合・広域連合」及び「地方公社・第三セクター等」については、該当する会計等のみを掲載している。

## 第2 審査の期間

令和8年7月14日から令和8年8月18日まで

### 第3 審査の着眼点及び実施内容

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が、法令に準拠して作成されているかを確認するとともに、計数は諸書類と符合し、かつ、正確であるかを審査の着眼点とした。

また、審査に当たっては、決算書類その他の証拠書類との照合等を行うとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により実施した。

### 第4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されており、数値も正確であると認められた。

なお、各指標の概要及び意見は次のとおりである。

#### 1 健全化判断比率及び資金不足比率の概要

##### 健全化判断比率

| 区 分         | 令和7年度 | 令和6年度 | 増減<br>(ポイント) | 早期健全化<br>基準 | 財政再生<br>基準 | 県内市町村<br>平均<br>(令和6年度) |
|-------------|-------|-------|--------------|-------------|------------|------------------------|
| 実 質 赤 字 比 率 | —     | —     | —            | 11.25%      | 20.00%     | —                      |
| 連結実質赤字比率    | —     | —     | —            | 16.25%      | 30.00%     | —                      |
| 実質公債費比率     | 8.5%  | 8.0%  | 0.5          | 25.0%       | 35.0%      | 11.1%                  |
| 将 来 負 担 比 率 | 83.1% | 74.6% | 8.5          | 350.0%      | 基準値なし      | 76.7%                  |

(注) 実質赤字比率は、実質赤字額がないため「—」で表示している。  
連結実質赤字比率は、連結実質赤字額がないため「—」で表示している。

(参考) 健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上である場合には、「財政健全化計画」を定めなければならない。

また、再生判断比率（健全化判断比率のうちの将来負担比率を除いた3つの指標）のいずれかが財政再生基準以上である場合には、「財政再生計画」を定めなければならない。

##### 資金不足比率

| 区 分           | 令和7年度 | 令和6年度 | 経営健全化基準 |
|---------------|-------|-------|---------|
| 下 水 道 事 業 会 計 | —     | —     | 20.0%   |
| 水 道 事 業 会 計   | —     | —     |         |
| 簡易水道事業会計      | —     | —     |         |

(注) 資金不足比率は、資金不足額がないため「—」で表示している。

### (1) 健全化判断比率の状況

#### ア 実質赤字比率について

令和7年度は実質赤字額が生じていないため、実質赤字比率は算定されない。

#### イ 連結実質赤字比率について

令和7年度は連結実質赤字額が生じていないため、連結実質赤字比率は算定されない。

#### ウ 実質公債費比率について

令和7年度の実質公債費比率（3か年の平均）は8.5%であり、前年度から0.5ポイント上昇しているが、早期健全化基準を下回っている。

なお、令和7年度の単年度値は9.03088%で、前年度より上昇している。

実質公債費比率の推移

| 3か年平均 |               |               | 【参考】単年度 |          |
|-------|---------------|---------------|---------|----------|
| 令和5年度 | 令和6年度<br>8.0% | 令和7年度<br>8.5% | 令和3年度   | 6.20571% |
| 7.3%  |               |               | 令和4年度   | 7.29792% |
|       |               |               | 令和5年度   | 8.52510% |
|       |               |               | 令和6年度   | 8.24175% |
|       |               |               | 令和7年度   | 9.03088% |

#### エ 将来負担比率について

令和7年度の将来負担比率は83.1%であり、前年度から8.5ポイント上昇しているが、早期健全化基準を下回っている。

### (2) 資金不足比率の状況

令和7年度における資金不足比率の対象会計は、法適用企業の下水道事業会計、水道事業会計及び簡易水道事業会計の計3会計であり、いずれの会計も資金不足額が生じていないため、資金不足比率は算定されない。

## 2 意見

健全化判断比率のうち、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、実質赤字額及び連結実質赤字額が生じていないため、いずれも算定されない。実質公債費比率と将来負担比率は前年度より上昇している。なお、その数値は早期健全化基準を下回っている。

次に、資金不足比率については、いずれの公営企業会計においても資金不足額が生じていないため、算定されない。

今後も引き続き、財政及び経営の健全性確保に努められたい。

〔参考〕

健全化判断比率の推移

| 区 分         | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 実 質 赤 字 比 率 | —     | —     | —     | —     | —     | —     | —     |
| 連結実質赤字比率    | —     | —     | —     | —     | —     | —     | —     |
| 実質公債費比率     | 5.5%  | 5.6%  | 5.9%  | 6.5%  | 7.3%  | 8.0%  | 8.5%  |
| 将 来 負 担 比 率 | 74.6% | 74.5% | 65.3% | 66.6% | 73.1% | 74.6% | 83.1% |

(注) 実質赤字比率は、実質赤字額がないため「—」で表示している。

連結実質赤字比率は、連結実質赤字額がないため「—」で表示している。